都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定により、 開発行為に

関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

局建築安全推進課において閲覧できます。 なお、この開発区域を表示した図書は、 奈良県県土マネジメント 部地域デザ イ 推進

令和六年三月五日

奈良県知事 Щ 下 真

許可番号

令和五年九月十四日奈良県指令建第一一二ー五七号

検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 公共施設に関する工事の検査済証 令和六年二月二十七日建第一〇二六〇号

令和六年二月二十七日建第五八八四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市豊田町一二三番一及び一二四番

兀 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府門真市元町八番四号

株式会社髙宮 代表取締役 髙宮 健

五. 公共施設の種類、 位置及び区域

道路 橿原市豊田町一二四番の一 部

下水道

橿原市豊田町

一二四番の一部

水路 橿原市豊田町 一二三番一及び一二四番の各一部

許可番号

令和五年九月七日奈良県指令建第一 <u>-</u> -四一号

\equiv 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年二月二十七日建第一〇二六一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市城町二七〇番四、 二七一番 一及び二七一番四

開発許可を受けた者の住所及び氏名

几

桜井市大字橋本九三番地の五 二—二〇三号